

投 稿 規 定

1. 論文誌名と発行時

東大阪大学短期大学部国際介護福祉学研究センターは、逐次刊行物として論文誌「多文化と介護」を年 1 回発行する。

2. 投稿資格

・投稿者のうち、少なくとも 1 人は東大阪大学・東大阪大学短期大学部専任教員あるいは非常勤教員であること。

・東大阪大学・東大阪大学短期大学部専任教員あるいは非常勤教員以外で、編集委員会が投稿を妥当と認めた者。

3. 論文種別

以下のカテゴリを設ける。

3.1. 原著論文

多文化と介護に関係のある研究成果について、科学的な根拠に基づき論理的に明瞭に記述したもの。原著論文はオリジナリティーのある未発表のものに限る。

3.2. 研究ノート

多文化と介護に関係のある研究成果について、科学的な根拠に基づき論理的に明瞭に記述したもの。研究ノートは、今後の発展性が期待されるものも含む。

3.3. 実践研究

多文化と介護の実践及び教育に寄与するもの。今後の実践や教育の改善に対して新たな視点が期待されるもの。一定の客観性が認められれば、原著論文のオリジナリティーは必要としない。

3.4. 資料

調査結果、教育資料、施設における記録の一部など、多文化と介護の今後の発展や介護現場の発展と改善に寄与すると考えられるもの。

3.5. その他

編集委員会は、寄稿論文を依頼することができる。また、編集委員会は、特集を組むことができる。

4. 投稿の条件

4.1. 倫理面：日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」を十分に理解していること (<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>)。以下の項目については、投稿の際に執筆者および共同研究者の責任のもと再度確認すること。

- ・ヒトおよび動物を対象としている研究は、事前に関連する倫理委員会にて審査し、承認を受けていること。審査を受けた倫理委員会名と承認年月日・承認番号などを本文中に記載すること。
- ・投稿時の営利を目的とする団体や企業に関わる利益相反状態を開示すること。
- ・二重投稿でないこと。
- ・捏造、改ざん、盗用がないこと。
- ・著作権の侵害がないこと。
- ・人権の侵害がないこと。

5. 査読

投稿論文は編集委員会で査読を行い、以下 A～D のカテゴリで判定する。

- A. 採択
- B. 軽微な修正の後採択
- C. 大幅な修正の後採択
- D. 再投稿

6. 著作権

論文誌に掲載される原著論文、研究ノート、実践研究、資料の著作権は、国際介護福祉学研究センターに帰属する。よって、論文、資料、研究開発レター、誌上討論の投稿にあたって、著者は、日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定されたすべての権利を本会に譲渡することを投稿時に同意しなければならない。

以上